

団体名 (社) 北海道自然保護協会  
住 所 札幌市中央区北3条西11丁目 加森ビル内  
電話番号 011-251-5465  
担当者 会長 佐藤 謙

意 見

p 1 はじめに

意見1 「北海道は、まさに日本の食生活を支える屋台骨と言えるのではないのでしょうか。の部分を「北海道は、日本において亜寒帯の美しい自然生態系を有するとともに、この自然条件を活かした農・水産業によって日本の食生活を支えています。」に修正する。

(理由)

環境基本計画なのに、まとめとして自然について触れていないので、食生活だけがクローズアップされる危険性がある。屋台骨という表現は過剰表現ではないか。

p 3 第1章の(2)とp 25 第2章の1 分野別の施策の展開 (3) 人と自然の共生を基本とした環境の保全と創造

北海道環境基本計画と国の役割との関係を明確にすること

意見2

「第1章 (2) 計画の位置づけ・性格」に、「道としては、国の環境基本計画との整合性を図りながら、新しい環境基本計画を策定します」と記述されているが、「(5) 各主体の役割等」では国の役割に言及されておらず、国との関係が不明確である。したがって、例えば「道の役割」の中に「国の環境基本計画との整合性を保ちつつ、国の関係機関との連絡調整に努める」との趣旨の文言を加えるべきである。

また、それに関連して「第2章 施策の展開」の中に、国の関係機関（とくに国有林）が果たす、あるいは期待される役割を、なるべく具体的に明記すべきである。

(理由)

京都議定書の発効に伴い、二酸化炭素等の温室効果ガス排出量の削減に対処することが重要な課題となっており、「第2章 施策の展開」では〔森林の整備〕として「豊富な森林を有している本道は、二酸化炭素の吸収固定源として果たす役割は大きい」と記述し、それを受けた「施策の方向」では、「二酸化炭素吸収源としての森林の役割が十分に発揮されるよう健全な森林の整備します」と記述している。

ところで、北海道でもっとも「豊富な森林を有している」のは林野庁所管の国有林（北海道の森林面積の55%）であるが、原案のどこを見ても、国有林が果たすべき、あるいは国有林に期待される役割への記述がない。

原案は「北海道」の環境基本計画だから、国が果たすべき、あるいは期待される役割に言及しないのかも知れないが、北海道の、特に自然環境保全計画の策定に際しては、国有林の占める地位・役割がきわめて大きい。

北海道が平成15年に策定した「北海道森林づくり基本計画」では、国有林を含む北海道の森林の将来目標が、例えば「森林の二酸化炭素吸収・貯蔵量」については、平成12年を基準とした平成34年度

の姿が数値化され、明確化されている。同じ北海道が策定する基本計画の環境に関する重要事項でありながら、森林づくり基本計画では国との関係を明確化し、環境基本計画ではあいまいにするのは不合理なので、国有林を含む〔森林の整備〕及び「施策の方向」の内容を、二酸化炭素に限らず、より具体的に記述すべきである。

なお国との関係ではないが、「道有林基本計画」では、道有林（北海道の森林面積の11%）は「木材生産を目的とする皆伐・択伐を廃止」し、公益性を全面的に重視する管理経営に転換したことが明らかにされているが、これは北海道の自然環境保全にとっても画期的なことなので、〔森林の整備〕に関連して、そのことを付記すべきである。

また北海道の自然環境保全に関して、国（及び緑資源機構などの独立行政法人）が行う、道路・林道建設、ダム建設、河川整備などの公共事業に伴う森林伐採、土地の形状変更、水質汚濁などの影響は無視できない現状である。北海道が自ら行う公共事業については「第2章 2 各分野に共通する施策の展開」の中に、「◇野生生物の生息・生育環境に対する配慮、◇自然景観への配慮、◇大気環境・水環境等への負荷の低減に関する配慮、◇省資源・省エネルギーへの配慮、◇廃棄物の減量とリサイクルへの配慮」が記述されているが、国の公共事業への言及はない。したがって国（及び独立行政法人）が行う公共事業に対しても、同様な配慮を期待する文言を加えるべきである。

### 意見3

「第2章 1 分野別の施策の展開（3）人と自然の共生を基本とした環境の保全と創造」のうち「施策の方向」の「ア 自然公園等のすぐれた自然の保全」及び「ウ 野生生物の保護管理」における「自然公園」は、国定公園・道立自然公園だけで国立公園への言及がない。しかしそれは下記理由のとおり不合理なので、国立公園を加え「国立公園・国定公園・道立自然公園」と修正すべきである。

（理由）

この項目で国立公園への言及がないのは、地方分権の推進により国立公園の機関委任事務が廃止され、知事が管理するのは国定公園・道立自然公園だけになったことが反映されたためと推察される。しかし原案の「現状と課題」では、「本道には、国立・国定公園など合わせて23か所の自然公園があり…」 「一部の国立公園では、登山道の侵食や希少な野生植物の踏み荒らしなど…」 「世界自然遺産に登録された知床は、…」 「釧路湿原やサロベツ原野などにおいては…」 等々、国立公園に関する記述があふれている。

それにもかかわらず「施策の方向」で国立公園への言及を避けたのでは、「自然公園等のすぐれた自然の保全」をまっとうすることができない。知事が無関係となったのはあくまで旧機関委任事務の許認可事務であり、現に「施策の方向」では、「知床世界自然遺産の厳格な保全」で北海道が知床国立公園の保全に参画し、また「自然環境にやさしいツーリズムの推進」等では当然のこととして国立公園の保全が関係してくる。

したがって前記2か所の「自然公園」の説明部分は、「国立公園・国定公園・道立自然公園」と修正すべきである。

### p3 第1章総論の1.の(1)の計画策定の趣旨

#### 「環境の創造」について

### 意見4

「道では、環境基本条例に基づき、よりよい環境を未来に引き継ぐ環境重視型社会を形成していくための基本的な計画として、平成10年3月、環境基本計画を策定し、環境の保全及び創造に関する各種の施策を講じてきました。」と書かれている。この最後の部分の「環境の保全及び創造に関する・・・」の創造は、どのような意味で用いられているのか明確でないと思われるので、「環境の保全・復元に関する・・・」として「及び創造」を削除する。

(理由)

創造というのは、自然を復元するために人工的または工学的に手を加えることを意味すると考えられるが、創造という言葉を用いると、今までにないものを作り出すという意味となる。これは環境政策として科学的かどうか、合意された言葉なのか、意見の分かれる問題であり、現段階では使うべきではないと考える。後段p6上から12行目に、快適環境の創造という言葉が使われているが、これも快適環境の回復とする。快適環境の創造というように、創造を入れると、人工的な公園などが目に浮かぶ。しかし、それは快適環境かどうか不明であり、基本的には破壊された環境を回復することとすべきである。創造の言葉を入れると、保全の概念がない創造になる危険性がある。p6の環境基本条例3条には、「創造」という言葉が二度も使われていて、さらにこの基本計画のあちこちに「創造」が頻繁に使われているが、環境基本法が定める「基本理念」(第三条～第五条)には「創造」という用語が使われていないにもかかわらず道条例に使われるのは重要な問題なので、「創造」が何を意味するのか、なぜ道条例では使用されるのか、明確に説明を願いたい。また、この「創造」についてきちんとした合意ができているのか、お教え願いたい。この言葉を用いずに、環境の保全や回復が可能であり、この言葉を使う事によって、人間が安易に自然を改変できるという誤った考えをもつ可能性が高いと考えられる。

関連して6pの(6)の「身近な緑や水辺とのふれあいなど心の豊かさが感じられる快適環境の創造」を、「身近な緑や水辺とのふれあいなど心の豊かさが感じられる多様な生物が生息・生活する環境」とする。理由:「快適環境」の「快適」は人間本意の理念だと考えられる。快適環境とすれば、自然が安易に別物に(創造され)造りかえられかねない。従って、ここでは「快適」と「創造」をトル)

## p12 第1章 3将来像(長期的視点)の(2)将来像の視点、環境と経済の良好な関係をつくる 環境と経済の関係

### 意見5

この部分を以下のように修正する。

「公害問題から地球環境問題まで環境問題の態様が大きく変化する中、環境と経済の関係については、一般的に各方面において、環境と経済を対立的に捉える考え方や、環境を経済発展の基盤・前提条件と捉える考え方など様々な議論がされました。

しかし、今日の環境問題は、経済社会システムや生活様式に起因しているという特質があり、地球環境と人間活動が共生する持続可能な社会の実現を目指していく上で、環境と経済を別々に捉えて追求していけば、壁に突き当たることになってしまいます。

いま求められているのは、環境と経済の間に良好な関係をどのようにして作るのか、ではないでしょうか。そのためには、開発行為をするもの、地域住民やNPOなどの意思の疎通を図ることがまず重要です。そのような基盤にのって、環境と経済を一体的に捉え、ともに向上して、環境保全と経済発展を可能な限り高い水準で達成することを目指していけば、人類の生存基盤である地球環境を存続させ、持続可能な社会を実現することができるのではないのでしょうか。

## 1. 環境と経済の良好な関係をつくるための条件づくり

### 1) 開発的公共事業における住民等の意見反映の場をつくる

具体的には、第三者（開発側が国の場合は北海道、また弁護士会、マスコミなど）が開発計画者と住民等との公開討論会などを行う。

### 2) 環境保全意識の向上と経済発展とを有機的にむすびつける。

①企業は、高い水準の省エネ技術を取り入れた環境にやさしい製品を開発することが消費に結びつくとともに、企業の社会的責任（CSR）への関心の高まりから、投資家などの注目を浴び、さらなる技術革新を通じて、発展していく・・・以下原案どおり。

（理由）

ここでは、環境と経済の関係を検討して、環境と経済を一体的に捉え、ともに向上していくことを目指すと述べているが、これだけを記述すると一面的ではないか。例えば、遡河性サケ類（あるいは、「サケ属魚類」）、とくにサクラマスはダム建設によって明らかに減少して、漁業に悪影響を及ぼすとともに、陸域生態系と海域生態系の物質循環の系を破壊している。この場合は、ダムによって得られると想定される利益とダムによって破壊される自然環境および産業の損失のバランスを考えていかなければならない。このバランスを決定するには、開発を計画する行政と地域住民や環境保全をめざす団体との間の徹底した論議が必要である。現在の論議の場は、行政が一方的に選定した委員からなる委員会では、住民等の意見は求められても、それに対する回答は一方的で、住民等の意見は十分に取り入れられず、結果として環境破壊を引き起こしている。このことを防ぐには、住民や自然保護団体の意見を汲み取るシステムを作り出さなければならない。そのために、「環境と経済の良好な関係をつくるための条件づくり」の項を追加する。

## p 25、第2章 施策の展開の1.の(3)「人と自然の共生」について

### 「人と自然の共生」という用語の使用を再検討すること

#### 意見6

原案では「人と自然の共生」という用語がしばしば使われており、それは北海道の環境政策の基本理念にも関係しているが、次の理由のとおり疑問があるので、今回の北海道環境基本計画の立案に際して、広く道民の意見も踏まえながら北海道環境審議会で用語を再検討し、将来は北海道環境基本条例に使用されている「人と自然の共生」の用語を改正することも視野に入れ、当面の環境基本計画における用語としては、例えば「自然と人の共存」など、より適切な表現に修正すべきである。

なお、意見4の「環境の創造」についても同様に北海道環境審議会に諮るべきである。

（理由）

「人と自然の共生」という用語は環境基本法には使われていないが、なぜか北海道環境基本条例（以下、道条例という）では、「前文」および「基本理念」（第3条第2項）、「施策の基本方針」（第9条）に「人と自然の共生」が登場する。したがって、その道条例を受けて立案される北海道環境基本計画の原案にも使用されているものと思われるが、この用語には次のような問題点がある。

#### 第1の問題点

「人と自然の共生」の「人と自然」という表現は、人間が主体となって自然を開発したり利用する場合に、環境を損ねないよう配慮するという人間中心主義の価値観が内包されている。

しかし環境基本法の基本理念（第3条・環境の恵沢の享受と継承等）は、環境が「人類の存続の基盤」であり「（良好な環境は）人間の健康で文化的な生活に欠くことのできないもの」と規定している（道

条例第3条第1項の基本理念も同様の趣旨を規定)。すなわち環境基本法(および道条例)の基本理念に従えば、人間は自然の一部であり、環境あつての人間、ということになり、人間重視ではなく環境重視である。

したがって「人と自然」という表現は適切ではなく、「自然と人」に修正することがより合理的である。

#### 第2の問題点

「共生」という用語は、本来は生態学的な用語であり、それは「異種の生物と一緒に生活している現象で、互いに行動的あるいは生理的に緊密な結びつきを定常的に保つ状態」とされているので、大局的に見れば自然の一部である人間と、全体である自然が「共生」することはあり得ない。「共生」が社会的用語として広まっている現実を理解できるが、同時に生態学的な「共生」の理解も広まっているため、「人と自然の共生」というような表現が使われることは、生態学的には誤用となり、不適切である。

したがって「共生」を使わず、誤解の余地がより少ない「共存」あるいは「調和」という用語を使用することの方が合理的である。

#### 結論

以上の理由により、原案の「人と自然の共生」は、例えば「自然と人の共存」など、より環境を重視し、また生態学的な誤解を与えることが少ない表現に修正すべきである。

また同じ理由により、第2章3「重点的に取り組む事項」のうち「(2)重点的に取り組む事項」の「ウ北海道らしい自然共生社会の実現」という表現も使うべきではなく、例えば「ウ北海道らしい自然と共存する社会の実現」と修正すべきである。

#### p 25、第2章、施策の展開の1.の(3)人と自然の共生を基本とした・・・

#### 意見7

「第2章1分野別の施策の展開(3)人と自然の共生を基本とした環境の保全と創造」のうち「現状と課題」の冒頭の文章は、次のように記述されている。

「本道には、国立・国定など合わせて23か所の自然公園があり、その総面積の80%以上は、特に保護を図る必要がある特別地域となっています。

また全国に33か所あるラムサール条約登録湿地の3分の1は、本道の湿地が登録されています。

このように、本道は、豊かですぐれた自然環境に恵まれており、農林水産業をはじめとする各種の産業や私たちの生活の基盤となっています。」

しかし、この文章は次の理由により、著しく不適切な表現といわざるを得ないので、「農林水産業をはじめとする各種の産業や私たちの生活の基盤となっています。」の部分を削除すること。

#### (理由)

原案の3段落目の「このように」は、文面から「23か所の自然公園」及び「ラムサール登録湿地」を指していることが明白である。ところが「このように」に続く文章は「農林水産業をはじめとする各種の産業…の基盤」に繋がっているため、この文章は著しい認識違いといわざるを得ない。

なぜなら「農業」の基盤となるためには、「豊かですぐれた自然環境」や「ラムサール登録湿地」を開墾・干拓して農地に変貌させなくてはならず、「林業」の基盤となるためには「豊かですぐれた森林」を大量に伐採しなければならない。

現実の土地利用として、自然公園や登録湿地の一部で農林水産業が許容される場合があることは否定

できないが、原案にも自然公園の「総面積の80%以上は、特に保護を図る必要がある特別地域となっています」と記述されているとおり、特別地域（特別保護地区を含む）などでは「農林水産業をはじめとする各種の産業」は、禁止ないしは抑制しなければ、「豊かですぐれた自然環境」を「保全」することができない。

特に北海道の「23か所の自然公園」及び「ラムサール登録湿地」は、国・公有地が大部分という特質があり、それは「生物多様性の基盤」なのであって、絶対に「農林水産業をはじめとする各種産業の基盤」ではなく、また、その基盤としてはならないのである。

したがって原案の3段落目の、「農林水産業をはじめとする各種の産業や私たちの生活の基盤となっています。」の部分は削除すべきである。

なお一般的な意味での「北国の風土」が、「農林水産業をはじめとする各種の産業の基盤」となっている説明を必要とするなら、「すぐれた自然環境の保全」と別の項目・場所に挿入し、原案とは異なった表現とすべきである。

### p 3 1 第2章 (3) 人と自然の共生・・・のウ

#### 意見8

「第2章 1 分野別の施策の展開 (3) 人と自然の共生を基本とした環境の保全と創造」のうち「施策の方向」の「ウ 野生生物の保護管理 a エゾシカの保護管理」に、「エゾシカを自然資源として肉・皮などの有効活用を推進します」という記述があるが、これは次の理由により、環境基本計画に加えることは大きな疑問があるので削除すること。

(理由)

「エゾシカの肉・皮などを有効活用」すること自体は必ずしも否定しないが、それは、あくまでエゾシカの「個体数の適正管理に努め、農林業被害の軽減を図る」結果として生じた副産物を、有効活用するという範囲内のことである。

それを環境基本計画の中で、「エゾシカを自然資源として肉・皮などの有効活用を推進します」と明記すれば、積極的に推進され、有効活用したいとする事業者が増加し、事業規模も拡大することが必至である。そして需要量があったん増大してしまえば、その次は経営の論理が優先して資源の安定供給が望まれるようになり、本来は「結果」として生ずべき副産物が、資源を確保するための「目的」に変質してしまい、「個体数の適正管理」の範囲を超えた捕獲に結びつくことが大きく懸念される。

とくに現状の「個体数の適正管理」の実態は、計画的・組織的な捕獲ではなく、ハンターに依存した捕獲で、捕獲個体数は狩猟期間終了後の集計をまって明らかになるものである。したがってエゾシカを「自然資源」に位置づけ、需要量が増大すれば、関係する地域でのオーバーキルや違法捕獲をもたらしかねない。

そのようなことを勘案すれば、そもそも「エゾシカを自然資源として肉・皮などの有効活用を推進」することは、環境基本計画に記載すること自体になじまず、大きな疑問と矛盾があるといわざるを得ない。

したがって「エゾシカを自然資源として肉・皮などの有効活用を推進」することは、削除すべきである。

### p 4 2 第2章 施策の展開 各分野に共通する施策の展開 環境への配慮

#### 意見9

《環境への配慮》の中に、「○道が実施する事業の第三者による監視、提言システムをつくる。」を加え、

p 4 7 エ環境への配慮の(イ)道の事務・事業における環境配慮の推進に、次の項目を追加する。

「・道が実施する河川、森林、道路などの開発事業について、北海道環境影響評価条例の対象外の事業であっても、環境影響評価方法を整備し、情報を全面公開し、地域住民や環境団体の意見を反映するようにする」。また、国が実施する開発事業に対しても、道民の意見を反映できるようにする。」

(理由)

現状では環境アセス法・条例の対象となる事業はきわめて限定的なので、北海道の環境基本計画において、国や道が実施する開発事業を国や道以外の第三者がきちんと監視または提言できるように定めることが重要である。

#### p 4 9 第2章 の2各分野に共通する施策の展開の(2)基盤的な施策の推進

意見10

現状と課題に、《環境基本計画における基本的な考え方》を追加する。内容は、

「施策は科学的評価に基づいて実施することが必要です。とする。また、また、p 5 0の施策の方向に、次の内容として新たに項立てを行い追加する。「○科学的な知見を集積し、現状を把握する。長期的な視野で具体的な目標を設定する。環境を改変する場合には自然の自律的な力にゆだねて、環境の保全や回復をめざす。各施策は結果を評価・検証しながら、補正して対応できるように運用する(順応的管理の原則)。」

(理由)

：環境基本計画を実施するためには、基本的な考え方を設定する必要がある。施策の実施は、ある程度は試行錯誤でやらざるを得ないが、施策を行うための基本的な考え方や原則をもつことは、後悔しないために必要である。(資料として末尾に、釧路湿原自然再生全体構想における基本的な考え方を入れました。)

#### p 5 3 第2章の3の重点的に取り組む事項の(2)のウ北海道らしい自然共生社会の実現の取り組む方向

意見11

取り組みの方向として、道民がよく理解できるようにすることが重要である。ここで「自然環境」という言葉が何回も出てくるが、自然環境という表現は曖昧なので、具体性を持たす必要があり、「森林」、「河川」、「湿原」、「沿岸」など仕分けしてとりあげ、さらに、森林生態系の仕組みなどわかりやすく示すことが必要である。そのような理解がなければ、例えば「環境美化運動」にされてしまうことが懸念される。

#### p 5 3 第2章の3の重点的に取り組む事項の(2)エの流域全体を捉えた健全な水循環の確保の取り組みの方向

意見12

「健全な水循環の確保のために、関係部局が総合的に連携して地下水などの地下帯水層の調査を全道規模で行い、全体を把握し、その保全につとめる」を追加していただきたい。

(理由)

全道規模で流域の林業・農業による施策・事業で、地下帯水層からの水の浸みだし、抜き取りが見られ、かつ、河川においては全道規模で河床低下が進行しており、地下水の浸みだしが広範囲で起きていると見られることから、全道の湿地や沼などが干上がったたり消滅している。これらの原因は地下帯水層の水位低下に起因することが疑われることから、全道規模で調査を実施することが必要である。事例：桧山支庁管内厚沢部町「レクの森・畑内川」においては、河道掘削後、周辺の小川が涸れ、湿地の乾燥化が進行し、環境が変わりつつある。これは畑内川の河道掘削によって、周辺の地層から地下水が浸みだし、地下帯水層の水位が低下したことが原因と見られる。こうした現象は全道規模で見られることから、早急な調査の実施が必要である。

#### p 54 第3章 1 道民の意見の反映

##### 意見13

以下の下線部分を追加する。

○ 環境施策に道民の意見を反映するため、ホームページ等による意見募集や環境保全推進委員制度を有効に活用します。道民の意見や質問に対しては必ず回答し、道と道民の間の信頼関係を大切にします。  
理由：従来から、道民の意見（パブコメ）を募集することがありましたが、聞きっぱなしということが多く、道民は意見を出しても無駄と感じて、積極的に意見を出さなくなることが多々あった。それを払拭することが重要である。釧路湿原自然再生全体構想作成の場合は、すべてのパブコメに対して回答している。このような取り組みによって道と道民との間の信頼関係がつけられるし、よりよい環境政策が実施されることにつながる。

資料；釧路湿原自然再生全体構想における、基本的な考え方

#### (2) 自然再生を実施する上での原則

ここでは、自然再生に取り組む上で重要な原則を示します。全ての取り組みは、この原則に従って実施されます。

##### ① 生態系のつながりがある流域全体を対象に考える（流域視点の原則）

自然の抱える問題を解決するためには、社会的な単位にとらわれずに方針を立てていく必要があります。特に湿原生態系は複雑な結びつきで、湿原－河川－森林と広い範囲に関わりを持ちます。今までは、個々に取り組んできましたが、この自然再生ではまず流域全体で現状把握を行ない、各対策の成果も流域全体で評価する必要があります。

##### ② 残された自然の保全を優先し、できるだけ自然の復元力にゆだねて、自律的な自然の回復を目指す（受動的再生の原則） 4)

自然再生の本質は、人間が自然に対して能動的な「創生」「修復」より、自然に対して受動的な「保全」「回復」にあります。第一に残された良好な自然を守ることを優先し、その上で自然の復元や修復を図っていくべきです。

自然に対して「何もしない」ことも、大切な選択であると捉える必要があります。また、自然の力にゆだねる方法（受動的な方法）があるならば、それを優先すべきです。

保全を優先するという考え方はラムサール条約の勧告の中でも述べられています。これは①未だ不可知な部分がある自然を人間がつくることは難しく、おこがましい、②手をかけない手法の方がコストが低

くて済む、という二つの理由から保全の方が手法として優れていることを示しています。

また、自然の劣化が著しく、はじめは能動的な手法が必要な場合でも、徐々に自然の回復力にゆだねるようにします。最終的には自然が自らの力で維持する自律的な状態を目指すことを基本とすべきです。

\* (補足解説) 「受動的passive」というのは、人間の側が「受け身」ということです。逆に人間が積極的に自然に働きかけることを「能動的」と呼んでいます。この原則は、自然の力を活かして、人間はそれに合わせて再生していきましょう、ということを示しています。

\* 4) 自然再生事業に対しては「形を変えた公共工事ではないか」という批判があります。そうではないことを示すため、「まずは残された自然を守ることから考えるのだ」ということを強調している原則です。

### ③ 科学的な知見を集積し、現状を把握する (現状の科学的な把握)

生態系は多様な要素と関係からなる複雑な存在で、絶えず変化を続けています。この生態系については、いまだ十分に分かっていないため、科学的な知見を集積しながら進めていくことが重要です。特に、再生を行なう対象地の現状について様々な視点から情報を収集して、事業による変化の予測をたてることが重要です。希少な生物や地域産業への影響については、特に丁寧に把握することが重要です。

### ④ 長期的な視野で具体的な目標を設定する (明確な目標設定)

自然再生は短期間ではなかなか成果が出ないため、長期的な視野で取り組む必要があります。しかし、明確で客観的な目標を設定しなければ方向性や手法が定まりません。生態系の変遷を踏まえて、各取り組みについて具体的な目標を設定する必要があります。

### ⑤ 各施策は結果を評価・検証しながら、補正して対応できるように運用する (順応的管理の原則)

具体的な取り組み方法を決めるためには、その結果について科学的な予測を行なう必要があります。そして実施し始めた後にも、慎重で丁寧に取り組み、その結果をモニタリング(定期的な検証)する必要があります。さらに目標に照らして評価しながら、取り組みの修正を行なうことが重要です。そのために取り組む手法は、修正が困難な手法は極力避け、後でその成果を客観的に評価・修正できるようにします。

### ⑥ 良好で多様性のある自然を取り戻すという目標のために、修復も選択肢に含める (自然の保全・復元と修復) 5)

自然再生の目的は、良好で多様性のある自然をなるべく取り戻すことです。その目標に少しでも近づけるための様々な工夫や取り組みも「再生」の一つとして重要です。過去の状態を完全に復元することだけを目指すのではなく、自然の良好な機能を取りもどすこと(修復)も検討する必要があります。土地利用や産業との関わりで復元が困難な地域でも、自然を取り戻すために可能な取り組みをすることが大切です。

5) 過去が良かったからといって、全てを過去に戻すのは不可能で。ここでは、質を高めるための工夫も「再生」の一つで、積極的に取り組みましようとして述べています。